

第3回福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部会議 議事概要

- 1 日 時
2020年（令和2年）2月28日 17時00分～17時30分
- 2 場 所
福山市役所6階 60会議室
- 3 出席者
枝廣市長（冒頭挨拶のみ）
本部長 杉野副市長
副本部長 中島副市長
本部長 中津市長公室長，岩田企画財政局長，小林総務局長，
谷口総務部参与（危機管理(安心・安全)担当），
塚本経済環境局長，神原保健福祉局長，田中保健所長，
小葉竹市民局長，小川建設局長，大谷建設局参事，
佐藤教育次長，卜部上下水道局経営管理部長，
北川市民病院管理部長，藤井消防局長

【市長冒頭挨拶（要旨）】

国からの要請を受け，3月2日から春休みに入るまでの間，市内すべての小中学校，義務教育学校，福山市立中・高等学校を臨時休業とすることとしました。国の要請に対しては，意見や戸惑いもありますが，全国的に感染が拡大するような事例においては，統一的な対応が重要と考えました。

仕事を休めない保護者の方へは，学校で子どもの受入れを行うなど最大限の配慮を行うとともに，企業に対しても，従業員が休暇を取得しやすいよう配慮を求めていく必要があると考えていますので，本会議で対応の確認をお願いします。

このほか，福山ネウボラについて，相談窓口「あのね」に来所していただくことによる感染リスクを踏まえ，電話や訪問により積極的に連絡を取るなど適切な対応を検討し，妊婦の方や子育て世帯の不安解消のため，体制がしっかりと機能するようお願いします。

国内の感染拡大の状況を見ると，県内でいつ患者が発生してもおかしくない状況です。今が重要な局面にあるという認識のもと，課題や対応すべき事柄を早い段階で体系的に整理し，対応が後手にならないよう，最大限の注意を払ってください。

4 議事概要

(1) 報告事項

【教育次長】

国からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月2日から春休みに入るまでの間、福山市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校を臨時休業とすることとしました。

臨時休業期間において保護者が仕事を休めないなど、自宅で一人で過ごすことができない児童や生徒は、学校で受入れを行います。給食は実施せず、登下校は保護者の責任で行っていただきます。

なお、幼稚園については、通常どおり対応します。

【保健福祉局長】

臨時休業に伴っての放課後児童クラブの対応は、基本的に通常どおりですが、急遽利用したいという保護者の希望も想定し、施設や人員等の基準に留意しながら、柔軟に対応することを予定しています。

また、障がいを抱えた子どもが放課後に療育を受ける放課後等デイサービスについても通常どおり対応するよう、事業者に通知しています。

【経済環境局長】

臨時休業を受け、事業者に対して、従業員の休暇取得等への格段の配慮をお願いする旨の通知を商工会議所、商工会等の経済団体を通じて発出するとともに、ホームページでも周知しています。

(2) 議事

ア 確定申告の期間延長について

【企画財政局長】

国税庁から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申告所得税等の申告・納付期限を4月16日まで延長する旨の発表があり、また、総務省から、地方税においても期限の延長について適切に運営するよう通知がありました。

本市においても、国の方針と同様に、市民税等の申告期限を4月16日まで延長しようと考えています。

なお、公示等の手続については、国の告示後速やかに対応することとし、申告会場については、引き続き検討してまいります。

イ 公共施設の利用の取扱いについて

【保健福祉局長】

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、公共施設の利用の取扱いについて検討したところ、重症化リスクが高いとされる高齢者が利用する「ふれあいプラザ（32か所）」と「老人福祉センター（5か所）」について、当面3月2日から15日までの間、休館しようと考えています。

【教育次長】

図書館については、来館者が屋内に長時間滞在するケースも想定されるため、当面3月2日から15日までの間、利用制限をしたいと考えています。

具体的には、予約した上で本を借りる人、または、本を返却する人に利用者を限定することを考えています。

【経済環境局長】

文化施設については、県立歴史博物館が休館等をしていないことなどを踏まえ、適切な感染防止措置を行った上で引き続き営業します。

(3) その他

【保健福祉局長】

- ・ 庁舎内の感染防止策として、相談室など濃厚接触のリスクがある場所には必要に応じて市民の方にお使いいただけるようマスクを配備します。市が保有している数量は非常に厳しい状況であり、また、調達についても困難な状況ですが、今が重要な局面にあるという認識のもと、感染防止に集中的に取り組んでまいります。
- ・ 本会議冒頭、市長からネウボラ体制の機能強化の指示がありました。
特に妊婦の方については、妊娠期の不安を抱えておられる中、「あのね」への来所も含め外出を控えるといったことも想定されることから、電話相談や訪問相談を行い、接点を強化していきたいと考えています。

5 決定事項

(1) 確定申告の期間延長について

市民税等の申告期限を4月16日まで延長する。

(2) 公共施設の利用の取扱いについて

ア 老人福祉センター（5施設）、ふれあいプラザ（32施設）

当面3月2日から15日まで休館

イ 図書館

当面3月2日から15日まで利用制限

（予約した上で本を借りる人、または、本を返却する人に利用者を限定）

(3) ネウボラ相談窓口「あのね」の対応について

3月2日以降、来所せずに相談できるよう、電話相談及び訪問相談を行う。